

新型コロナウイルス感染症への対策についてのお知らせ 【令和5年度（第73回）税理士試験を受験される方へ】

令和5年度（第73回）税理士試験は、8月8日（火）～8月10日（木）に実施します。試験の受験に当たりましては、以下の対応につきまして、ご理解・ご協力をお願いします。

なお、今後、実施方針等に変更が生じた場合は、国税庁ホームページに掲載してお知らせしますので、国税審議会や国税局等へのお問合せはご遠慮いただきますようお願いいたします。

1. 体調不良の方の受験

- (1) 次に該当する方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、受験を控えていただきますようお願いいたします。
 - ① 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）に罹患し、治癒していない方
 - ② 発熱（概ね 37.5 度以上）や軽度であっても咳などの風邪の症状が続く、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）といった感染症の感染が疑われる症状がある方
 - ③ 感染症感染者（疑いのある場合も含む。）と接触があり、本人も感染した疑いがある方
- (2) 試験当日、試験会場内において咳を繰り返すなどの症状が見られる方には、他の受験者への感染のおそれがあるため、健康状態を確認した上で、受験を拒否又は停止することがあります。
- (3) 上記(1)に該当しない場合であっても、試験当日、体調が優れない方は、極力受験を控えてください。
- (4) 試験中に体調不良を感じた場合は、直ちにその旨を係員に申し出てください。
- (5) 上記のいずれかに該当し、受験できなかった場合においても、追試験や受験手数料の返金などの特別な措置は予定していません。
- (6) 一部の試験会場では、施設管理者側からの要請により検温を求められる場合がありますので、係員の指示に従ってください。

2. マスクの着用

- (1) 政府の示す方針に従い、マスクの着用については個人の判断によることとします。このため、受験者は、受験者同士の判断を尊重し、マスクの着脱を他の受験者に強制することがないようにしてください。

- (2) 咳等の症状がある場合や試験会場の利用規約により、マスクの着用をお願いする場合がありますので、予めご承知おきください。

3. 試験会場内の混雑緩和

試験会場内では、私語は控えていただき、飛沫感染防止の観点から、休憩時間や昼食時、試験室への入退場時においても、密集を避け、他の受験者との会話や接触を極力控えてください。

4. 試験室内の換気

試験室内では、窓やドアを定期的に開放するなど、外気を取り入れる換気を行います。室温の高低に対応できるよう、試験当日の服装には注意してください。

5. その他

- (1) 感染拡大防止対策に関して、本事項を守らない場合や、係員の指示に従わない場合等には、受験を拒否又は停止することがあります。
- (2) ゴミは各自持ち帰ってください（ゴミ箱の使用は禁止します。）。
- (3) 保健所等の公的機関からの要請により、受験者の氏名、連絡先等が提供される場合があることをあらかじめご了承ください。